マイナンバー提示のお願い

いつも当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成28年1月よりマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の開始に伴い、金融機関から税務署に提出する法定調書に、マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載することが法令で義務付けられました。

このため、平成28年1月以降に対象のお取引等をされる場合は、お客さまからマイナンバーの提示をいただく必要がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、当組合ではマイナンバーの取得や保管にあたって厳格な管理態勢を講じております。

マイナンバーの確認が必要となるお取引、マイナンバーのご提示に必要となる書類等は以下のとおりです。

マイナンバーの提示が必要な主なお取引

個人のお客さま

- 公共債、投資信託
- 〇 外国向け送金等
- 少額貯蓄非課税制度(マル優)のご利用
- 少額公債利子非課税制度(マル特)のご利用
- 財形預金(年金・住宅)
- 〇 出資金

法人のお客さま

- 公共債、投資信託
- 外国向け送金等
- 定期預金、通知預金、定期積金
- 〇 出資金

【注】

- ・住所変更・氏名変更や個人番号の変更が生じた場合は、マイナンバー(個人番号)のご提示が必要となります。
- ・マル優、マル特については、限度額変更の申告をされる場合もマイナンバー(個人番号)のご提示が必要となります。
- ・マル優扱の自動継続扱定期預金について、引き続き非課税制度をご利用される場合は、原則、継続時までにマイナンバー(個人番号)をご提示いただく必要があります。
- ・マル優、マル特をご利用されるお客さまは、別途、非課税制度の適用をうけるための確認書類もご提示いただく必要があります。
- ・財形預金は、お勤め先にマイナンバー(個人番号)をご提示いただく取扱となります。

マイナンバーのご提示に必要となる書類

個人のお客さま

以下のいずれかの書類をご用意ください。

- 個人番号カード
- 通知カードまたは個人番号が記載された住民票 の写し等+運転免許証等の本人確認書類【注1】

法人のお客さま

以下のいずれかの書類をご用意ください。

- 法人番号通知書【注2】
- 法人番号が印刷された書類(提示日前 6 ヵ月以 内のもの) +法人を確認できる書類【注 3】
- 【注1】写真付でない本人確認書類の場合は2種類の確認書類が必要となります。(例:健康保険証と年金手帳)
- 【注2】提示日前6ヵ月以内のもの以外は法人を確認できる書類も必要です。
- 【注 3】法人を確認できる書類とは、登記事項証明書・印鑑登録証明書、国税・地方税の領収証書または納税証明書 等があります。

個人番号の利用目的について

土佐信用組合

当組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、個人番号を同法等で認められている下記の利用目的の範囲内に限りこれを取扱い致します。

記

○ 個人番号の利用目的

- ① 組合員への配当金支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 預金の利子課税等に係る法定書類作成・提供事務のため
- ③ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ④ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄・特別に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する法定書類作成・ 提供事務のため

○ ご質問等の窓口

当組合では、特定個人情報等の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

当組合の特定個人情報等取扱いに関するご意見・ご要望つきましては、お取引のある営業店窓口または総務部までお申し出ください。

土佐信用組合 総務部 電話番号088-852-1211